

令和7年度 安全衛生関係各種講習会実施計画表

(講習の日時・内容は各実施機関にお問い合わせください。)

実施月の鳥、米、倉、湯はそれぞれ鳥取市内、米子市内、倉吉市内、湯梨浜町内で実施することを示します。

鳥取労働局 (https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/)

Main table with columns for training type (e.g., 作業主任者, 技能講習, 職長教育), implementation organization, and dates from April to March.

※ A: 雇入れ時教育 B: 職長等教育 C: 安全管理者の資格取得研修 D: 安全衛生推進者等の資格取得研修

お問い合わせやお申込みは下表の各実施機関まで

Contact information table listing implementation organizations (e.g., 建設業労働災害防止協会) and their phone/fax numbers.

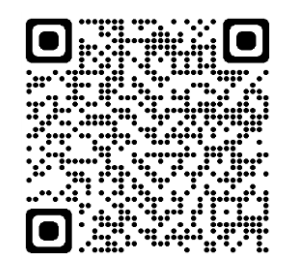
令和7年度の安全衛生関係免許「出張試験」のご案内

中国四国安全衛生技術センターの安全衛生免許「鳥取地区出張特別試験」が下記のように予定されています。

- ◆ 日時: 令和7年10月18日(土)
◆ 場所: 倉吉市文化会館(倉吉市山根529-2)
◆ 免許科目: 一・二級ボイラー技士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)、第一種・第二種衛生管理者
◆ 受験手続: ボイラー関係は「鳥協」、その他は「鳥協」「協西」「協中」で行います。
◆ 窓口受付期間、郵送受付期間等、詳細は実施機関にお問い合わせください。

中国四国安全衛生技術センターのホームページ (https://www.chushi.exam.or.jp/)
電話 084-954-4661 (代表) Fax 084-954-4804

安全衛生技術試験協会のホームページ (https://www.exam.or.jp/)



鳥取労働局のホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/)
健康安全課 電話 0857-29-1704



裏面もご覧ください =>

労働災害防止担当者、危険有害業務従事者等への安全衛生教育は、労働災害防止対策の基本です！

(詳しくは法令、通達を確認してください。)

鳥取労働局

1 作業主任者を選任すべき作業（労働安全衛生法第14条）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、その作業の区分に応じて、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。

詳しくは、[中央労働災害防止協会ホームページ 作業主任者の選任が必要な業務一覧表（労働安全衛生法施行令第6条号別）](https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05_4.html) (https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05_4.html) をご参照ください。



2 就業制限業務（労働安全衛生法第61条）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないと定められています。

詳しくは、[中央労働災害防止協会ホームページ 就業制限業務一覧表（免許・技能講習）（労働安全衛生法施行令第20条号別）](https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05_2.html) (https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05_2.html) をご参照ください。



3 特別教育を必要とする業務（労働安全衛生法第59条第3項）

事業者は、一定の危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（フルハーネス型墜落制止用器具特別教育など）を行わなければならないと定められています。

詳しくは、[中央労働災害防止協会ホームページ 特別教育を必要とする危険有害業務一覧表（労働安全衛生規則第36条号別）](https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05_3.html) (https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05_3.html) をご参照ください。



4 安全管理者等に対する教育

次の教育は、安衛法で定められている安全管理者、安全衛生推進者、職長等の資格を得るための教育及び労働災害防止担当者の能力の向上を目的とした教育です。

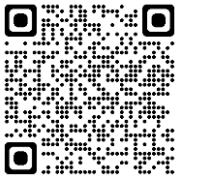
教育の名称の一例	対象、内容（関係条文又は通達）
安全管理者選任時研修	安全管理者の資格取得のための研修 【安衛法第11条（安衛則第5条）、H18.2.24 基発第0224004号】
安全衛生推進者養成講習	安全衛生推進者の資格取得のための講習（法定） 【安衛法第12条の2（安衛則第12条の3）、厚生労働省告示第134号（H21.3.30）】
職長等教育	建設業、製造業（ただし、一定の業種を除く。）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業の事業場で、新たに職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、作業を指揮、監督するために必要な知識等の教育【安衛法第60条（安衛則第40条）】
安全衛生責任者教育	建設業、造船業で、同一の場所で下請を含めて常時50人以上（ずい道等の建設の仕事、圧気工法による仕事、一定の橋梁の建設の仕事にあっては、常時30人以上）の労働者が従事する現場で、統括安全衛生責任者との連絡その他の厚生労働省令で定める事項を行わせる下請事業場の責任者が対象。 【安衛法第16条】
職長・安全衛生責任者教育	上記の教育を統合し、職長教育12時間+2時間（安全衛生責任者の職務等、統括安全衛生管理の進め方）で実施しています。
職長・安全衛生責任者能力向上教育	職長・安全衛生責任者の職務に従事することとなった後概ね5年又は機械設備等に大幅な変更のあったとき 【安衛法第19条の2】

5 化学物質に関する管理体制の強化

令和6年4月から、リスクアセスメント対象物を製造し、取り扱う、又は譲渡提供をする事業場については、化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要があります。【安衛則第12条の5】

今回の改正で、リスクアセスメント対象物の製造をしている事業場においては、厚生労働大臣告示により示された「化学物質管理者専門的講習」を受講した者等から選任することが義務付けられました。

（「労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要」<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf>）



教育の名称	対象、内容
化学物質管理者専門的講習（2日）	リスクアセスメント対象物を製造する事業場を対象として、化学物質管理者（安衛則第12条の5）を選任するための研修です。製造する事業場においては、この講習が化学物質管理者の選任要件となっており、リスクアセスメントの実技をマスターするための3時間の実習を含みます。
化学物質管理者講習に準ずる講習（1日）	リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場など、製造する事業場以外の事業場を対象として、化学物質管理者（安衛則第12条の5）を選任するための研修です。事業者が自律的な化学物質管理を任せられることができるよう、必要な知識と実務能力を習得します。

化学物質管理者を選任した事業者において、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、保護具の適正な選択、労働者の保護具の適正な使用、保護具の保守管理に関することを管理させる必要があります。選任する人数は事業場の状況に応じて検討することが可能です。

保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任することが定められています。【安衛則第12条の6】

例えば、①化学物質管理専門家、②作業環境管理専門家、③労働衛生コンサルタント、④第一種衛生管理者または衛生工学衛生管理者、⑤作業主任者（特化物、四アルキル鉛、鉛、有機溶剤のいずれか）、⑥安全衛生推進者、⑦保護具着用管理責任者教育カリキュラムを修了した者です。（①から⑥の方でも⑦の教育を受講することが望ましいとされています。）

教育の名称	対象、内容
保護具着用管理責任者選任時研修（上級コース）	保護具着用管理責任者選任時研修の講師となることが見込まれる者 保護具着用管理責任者への選任が見込まれる者 研修期間 1. 5日（実技科目3時間、学科科目6時間。）
保護具着用管理責任者選任時研修（基本コース）	厚生労働省が示す所定の科目に準拠し、現場で作業者を指導するための研修 保護具着用管理責任者への選任が見込まれる者 研修期間 1日（実技科目1時間、学科科目5時間。）

令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/denshishinsei_00002.htm] (※)

リーフレット「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)」をご覧ください。(右図)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001292236.pdf>)

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用ください。

(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp>)

なお、パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当分の間、書面による報告も可能です。書面により報告する場合は、上記※の記事にある下記の様式をダウンロードして、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

○ 労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）

○ 労働者死傷病報告（休業4日未満）

※コードの記入に当たっては[こちら \[1.9MB\]](https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001375378.pdf) をご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001375378.pdf>)



事業主の皆さまへ
労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化*されます
令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生法第97条）。

今後、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより正確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 労働者死亡、死亡時、死亡後、死亡後2週間以内の間に発生した労働災害に限り適用されます。

主な改正内容

1 事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業・食品製造業・食品飲料製造業・酒類製造業・皮革製造業

2 被災者の職種
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業・食品製造業・食品飲料製造業・酒類製造業・皮革製造業

3 傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 骨折・脱臼・捻挫・挫傷・打撲・擦傷

4 災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

5 職種・地域及び在留資格
該当する職種・地域及び在留資格を選択してください。

電子申請に際しては、以下の報告を電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

電子申請に係る入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスをご活用ください

電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の存在・印刷のほか、ガイドラインに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

令和7年1月1日より、以下の報告を電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

スマートフォンからの電子申請も可能です。入力支援サービスをダウンロードしたアプリからもご利用いただけます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署